

宇治市骨髄ドナー助成事業実施要項

(趣旨)

第1条 この要項は、公益財団法人日本骨髄バンク（以下「骨髄バンク」という。）が行う骨髄・末梢血幹細胞提供あっせん事業（移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律（平成24年法律第90号）第2条第5項に規定する事業）において骨髄・末梢血幹細胞（以下「骨髄等」という。）の提供を行った者に対し、助成金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(助成金の交付)

第2条 本事業は京都府骨髄ドナー助成事業の補助を受けて実施するものであり、市長は、毎会計年度予算の範囲内において、府の補助額に応じて助成金を交付するものとする。

(対象者)

第3条 助成金の交付の対象となる者は、骨髄等の提供を行った者で、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。ただし、骨髄等の提供を行う予定の者が、必要な健康診断、採血等を行った後に、提供先の都合等で、骨髄の採取が中止になった場合も、骨髄の提供を行った者に含めるものとする。

(1) 骨髄等の提供を行った日（以下「骨髄等提供日」という。）に宇治市内に住所を有している者であること。ただし、提供先の都合等で骨髄の採取が中止になった場合は、その時点で宇治市内に住所を有している者であること。

(2) 他の自治体等が実施する同種同類の助成金等を受けていない者であること。

(助成金の額)

第4条 第2条に定める助成金の額は、次に掲げる骨髄等の提供に係る通院、入院又は面談（骨髄等の採取のための手術及びこれに関連した医療処置によって生じた健康被害のためのものを除く。）の日数に2万円を乗じて得た額とし、1回の提供につき14万円を限度とする。

(1) 健康診断のための通院

(2) 自己血採血のための通院

(3) 骨髄等の採取のための入院

(4) 前3号に掲げるもののほか、骨髄バンク又は医療機関が必要と認める通院、入院又は面談

(交付の申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、骨髄等提供日の翌日（提供先の都合等で骨髄の採取が中止になった場合は、その時点）から起算して1年以内に、宇治市骨髄ドナー助成金交付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認めた場合は、この限りでない。

(1) 骨髄バンクが発行する骨髄等の提供を行ったことを証する書類

(2) 骨髄等の提供に係る通院等をしたこと及び当該通院等をした日を証する書類

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付の決定等)

第6条 市長は、前条の規定により申請があったときは、速やかにその内容の審査を行い、助成金の交付を決定したときは、宇治市骨髓ドナー助成金交付決定通知書(別記様式第2号)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、審査の結果、助成金を交付することが不適切と認めたときは、宇治市骨髓ドナー助成金不交付決定通知書(別記様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(助成金の請求及び交付)

第6条の2 申請者は、前条の規定による宇治市骨髓ドナー助成金交付決定通知書を受けたときは、宇治市骨髓ドナー助成金請求書(別記様式第4号)を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の宇治市骨髓ドナー助成金請求書の提出があったときは、これに基づき速やかに助成金を支給するものとする。

(助成金の返還)

第7条 市長は、申請者が虚偽その他不正の行為により助成金の交付を受けたと認めたときは、当該助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(実施上の留意)

第8条 本事業の実施に当たっては、申請者のプライバシーの保護に十分に配慮すること。

(その他)

第9条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要項は、平成28年4月1日から施行し、平成28年4月1日から適用する。
- 2 この要項は、平成31年3月31日から施行する。
- 3 この要項は、令和4年2月1日から施行する。